

令和 8 年 5 月 27 日
環境局 環境対策課令和 7 年度県央地域トリクロロエチレン大気環境モニタリング
調査結果について

県では、県央地域の大気中のトリクロロエチレン濃度が全国と比較して高いことから、令和元年度からモニタリング調査を行っています。

令和 7 年度の調査の結果、環境基準^{注1)}を達成していることを確認しました。

なお、依然として高い値が検出された月もあることから、令和 8 年度においてもモニタリングを継続するとともに、事業者の自主的取組を促進していきます。

注 1) : 人の健康を守るために維持されることが望ましい基準であり、国が定める行政上の政策目標。トリクロロエチレンの場合、4 月から 3 月の測定値 (12 回) の年平均値で評価。

1 調査結果 (各月の測定結果は別紙参照)

調査地点	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準
燕市燕	100	年平均値が $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
燕市殿島	26	
燕市蔵関	100	

2 排出抑制に向けた県の取組

- 立入検査による指導、助言やセミナーの開催等を通じて、ガイドライン^{注2)}等による排出抑制の取組及び国や燕市の支援制度を周知していきます。
- ガイドライン等を踏まえた排出抑制の取組の履行状況を確認するため、立入検査を強化し、適合した事業所を公表する取組を実施しています。

注 2) : 県が事業者向けに、比較的取り組みやすい排出抑制対策などをまとめた「トリクロロエチレンの排出抑制に向けた自主的取組ガイドライン」。

【参考】

トリクロロエチレン

- ・健康への影響：中枢神経への障害、肝臓腎臓への障害、呼吸機能低下を及ぼすと言われている。また、腎臓がんのリスクが増加すると言われている。
- ・用途：金属加工部品の脱脂等

本件についての問い合わせ先

環境対策課 大気環境係 山口

(直通) 025-280-5155 (内線) 2714

県央地域トリクロロエチレン大気環境モニタリング調査の結果※¹

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査地点	令和7年度測定結果												年 平均値※ ²	環境 基準
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
燕市燕	110	97	99	55	<u>160</u>	<u>300</u>	45	41	26	130	<u>140</u>	40	100	年平均値 が $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であ ること
燕市殿島	28	12	28	31	38	52	10	31	31	12	19	17	26	
燕市蔵関	110	120	42	48	<u>200</u>	<u>260</u>	44	69	78	<u>150</u>	87	9.2	100	

※¹ 下線部分は単月の測定値が $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたもの

※² 有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省、平成31年3月改訂）により有効数字2桁として算出

(参考)

調査地点	令和6年度測定結果												年 平均値※ ²	環境 基準
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
燕市燕	110	39	85	<u>320</u>	29	44	130	<u>230</u>	<u>210</u>	100	43	40	120	年平均値 が $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であ ること
燕市殿島	22	12	16	19	10	25	58	26	51	24	19	25	26	
燕市蔵関	<u>140</u>	<u>180</u>	<u>180</u>	<u>180</u>	25	16	75	37	74	35	61	100	92	